

# 改正水質汚濁防止法

公益社団法人徳島県環境技術センター

## 改正内容概要

地下水汚染の防止対策

地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成23年6月14日に成立、6月22日に公布され、平成24年6月1日より施行されます。

同法により、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・

貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

参考 改正の内容に関するお問い合わせ先

■環境省 水・大気環境局 地下水・地盤環境室

TEL(代表):03-3581-3351(6672、6675) (直通):03-5521-8309

E-mail:mizu-chikasui@env.go.jp

## 水濁法の主な改正内容

### ① 対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届ける必要があります。

### ② 構造等に関する基準遵守義務

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければなりません。また都道府県知事等は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できます。

### ③ 定期点検の義務の創設

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期的に点検が必要になります。

### ④ 既存施設に対する適用猶予

既存の有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設については、構造等に関する基準等は3年間適用を猶予されます。

## 水濁法改正の経緯

...

○平成22年8月12日

環境大臣から中央環境審議会に地下水汚染の効果的な未然防止対策のありかたについて諮問

○平成22年9月24日～

中環審地下水汚染未然防止小委員会において審議

○平成22年12月14日～

平成23年1月12日

パブリックコメント手続きの実施

○平成23年2月15日

中環審会長から環境大臣に答申

○平成23年3月8日

水濁法の一部を改正する法律案を閣議決定、同法律案を国会に提出

○平成23年6月14日

水濁法の一部を改正する法律が成立

○平成23年6月22日

水濁法の一部を改正する法律が公布